令和７年神審第１０号

裁　　決

油送船Ａ漁船Ｂ衝突事件

受　　審　　人　　ａ２

職　　名　Ａ三等航海士

海技免許　四級海技士（航海）（履歴限定）

受　　審　　人　　ｂ

職　　名　Ｂ船長

操縦免許　小型船舶操縦士

補　　佐　　人　　１人

本件について、当海難審判所は、理事官江頭英夫出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主　　文

受審人ａ２の四級海技士（航海）の業務を１か月停止する。

受審人ｂを戒告する。

理　　由

（海難の事実）

１　事件発生の年月日時刻及び場所

令和６年９月２日０６時３１分少し前

京都府経ケ岬北方沖合

２　船舶の要目

船種船名	油送船Ａ	漁船Ｂ
総トン数	７４９トン	１７トン
全長	７２.６９メートル	
登録長		１６.３８メートル
機関の種類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出力	１,６１８キロワット	５８９キロワット

３　事実の経過

Ａは、船尾船橋型鋼製油送船で、船橋前部中央に操舵スタンドを、その左舷側にＧＰＳプロッター及びレーダー２台を、右舷側に機関遠隔操作盤をそれぞれ装備し、船長ａ１及びａ２受審人ほか５人が乗り組み、ガソリン９６０キロリットル及び軽油９００キロリットルを積載し、船首３.４５メートル船尾４.８０メートルの喫水をもって、令和６年９月１日０６時３０分山口県宇部港を発し、新潟県両津港に向かった。

ａ２受審人は、翌２日０４時００分兵庫県香住港北方沖合で昇橋して一等航海士から引き継いで単独の船橋当直に就き、ＧＰＳプロッター及びレーダー２台を作動させ、操舵スタンドの後方に立った姿勢で操船に当たり、０６時１５分半僅か過ぎ経ケ岬灯台から３５１.５度（真方位、以下同じ。）６.３海里の地点で、針路を０５７度に定めて自動操舵とし、１２.８ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

ａ２受審人は、針路を定めてすぐに、船橋左舷後部の海図台に移動し、船尾方を向いて書類の作成を始め、０６時２６分少し過ぎ経ケ岬灯台から００７度７.５海里の地点に達したとき、正船首１.０海里のところに、Ｂを視認することができ、同船の掲げている鼓形形象物などからトロールにより漁ろうに従事中であることが分かる状態で、そ

の後Ｂに向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、書類の作成に気をとられ、見張りを十分に行わなかったので、このことに気付かなかった。

こうして、ａ２受審人は、Ｂを避けずに続航し、０６時３１分少し前経ケ岬灯台から０１２．５度８．２海里の地点において、Ａは、原針路及び原速力のまま、その右舷船首部がＢの左舷船首部に後方から１２度の角度で衝突した。

当時、天候は曇りで風力３の南東風が吹き、潮候は下げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

ａ１船長は、自室で休息中に衝撃を感じ、直ちに昇橋して衝突の事実を知り、事後の措置に当たった。

また、Ｂは、汽笛を備えた沖合底びき網漁業に従事するＦＲＰ製漁船で、船体ほぼ中央に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪を、その左舷側にレーダー２台を、右舷側にレーダー、ＧＰＳプロッター及び機関遠隔操縦装置などをそれぞれ装備し、ｂ受審人ほか５人が乗り組み、操業の目的で、船首１．０メートル船尾２．２メートルの喫水をもって、同日０２時４０分京都府間人漁港を発し、経ケ岬北方沖合の漁場に向かった。

ところで、Ｂが従事する沖合底びき網漁業は、一そうびきのトロール漁で、船尾から直径３０ミリメートルないし４８ミリメートル長さ１，３００メートルないし１，４００メートルのワイヤ入り合成繊維製ロープの引き綱を２本繰り出し、その先端に直径４２ミリメートル長さ７０メートルの鉛入り合成繊維製ロープの股綱をそれぞれ繋ぎ、股綱の端に長さ４０メートルの袖網と長さ２５メートルの胴網で構成された袋状の漁網を取り付け、船尾から漁網後端まで１，４００メートルないし１，５００メートルの漁具を、１．３ノットないし２．６ノッ

トの速力で、約４５分間えい網し、漂泊して船首から引き綱を巻き揚げたのち、デリックを使用して船首甲板右舷側から揚網するもので、にぎすを漁獲していた。

ｂ受審人は、０４時１０分前示漁場に到着して魚群探索ののち、０５時１０分トロールにより漁ろうに従事している船舶が掲げる法定の形象物を表示して操業を開始し、えい網ののち、０６時１０分衝突地点付近で、機関を中立運転として、船首を東北東方に向けて漂泊し、操舵室両舷に設置されたローラーを使用して、僅かな前進行きあしで引き綱を巻き揚げ始めた。

ｂ受審人は、操舵室内を移動しながら両舷の窓から顔を出し、乗組員がローラー付近で行う巻き揚げ作業を見ていたところ、０６時２６分少し過ぎ衝突地点で、船首が０４５度を向いていたとき、左舷船尾１２度１．０海里のところに、Ａを視認することができ、その後同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、同作業を見ることに気をとられ、見張りを十分に行わなかったので、このことに気付かなかった。

こうして、ｂ受審人は、警告信号を行わず、間近に接近しても、衝突を避けるための協力動作をとらずに漂泊を続け、引き綱の巻き揚げを終えて揚網していたところ、Ｂは、船首が０４５度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Ａは右舷船首部に擦過傷を生じ、Ｂは左舷船首部等に亀裂等を生じたが、のち修理された。

（航法の適用）

本件は、経ケ岬北方沖合において、航行中のＡと漁ろうに従事しているＢとが衝突したもので、衝突地点付近の海域には特別法である港則法

及び海上交通安全法の適用がないことから、一般法である海上衝突予防法が適用される。

両船は、互いに他の船舶の視野の内にあり、Ｂがトロールにより漁ろうに従事している船舶が掲げる法定の形象物を表示し、漁ろうに従事していたと認められることから、海上衝突予防法第１８条の各種船舶間の航法によって律するのが相当である。

（原因及び受審人の行為）

本件衝突は、経ケ岬北方沖合において、航行中のＡが、見張り不十分で、トロールにより漁ろうに従事しているＢを避けなかったことによって発生したが、Ｂが、見張り不十分で、警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかったことも一因をなすものである。

ａ２受審人は、経ケ岬北方沖合において、両津港に向けて航行する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、書類の作成に気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路でトロールにより漁ろうに従事しているＢに気付かず、同船を避けずに進行して衝突を招き、Ａ及びＢ両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のａ２受審人の行為に対しては、海難審判法第３条の規定により、同法第４条第１項第２号を適用して同人の四級海技士（航海）の業務を１か月停止する。

ｂ受審人は、経ケ岬北方沖合において、トロールにより漁ろうに従事する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、乗組員の作業を見ることに気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近するＡに気付かず、衝突を避

けるための協力動作をとらずに漂泊を続けて同船との衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のｂ受審人の行為に対しては、海難審判法第３条の規定により、同法第４条第１項第３号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和８年９月１０日

神戸地方海難審判所

審 判 官　　川　　西　　篤　　史